

議案第73号

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）
の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子
保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表
において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断
が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に
掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における
乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に
改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開始 前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断、定期の健康診断又は臨時の健康 診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前						
第1条—第11条（略） （虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条—第16条（略） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条（略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>健康診断</td><td></td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3・4（略）	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	健康診断		乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	第1条—第11条（略） （虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条—第16条（略） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条（略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> _____が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。 3・4（略）
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断						
健康診断							
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断						

第 1 8 条 （以下略）

第 1 8 条 （以下略）

議案第 73 号

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例についての 説明資料

つくば市こども部幼児保育課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、当該改正に準拠した内容に改めるため、改正を行うものである。

母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、保育所等を利用する乳幼児に対して実施が義務付けられている健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とする。

○ 他自治体の状況等

各自治体 12 月議会での改正を予定

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）第 1 条（令和 7 年 4 月 25 日公布・令和 7 年 10 月 1 日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

法改正の内容に沿った条例改正を行うことで、適切な事務執行に資する。

家庭的保育事業所等において、保護者の同意に基づき健康診断結果の提供を受けた場合、事業所における健康診断項目の一部又は全部を行わないことができるようになる。